

輸送の安全に関する令和7年度の目標達成状況

「輸送の安全に関する令和7年度の目標」の達成状況については、次のとおりである。

1 無事故（車両の無傷）記録の達成（未達成）

重大事故の発生はなかったものの、車両の物損事故が17件発生し無傷記録の年度目標である年間6件未満（連続150日以上）は未達成に終わった。

バック時の接触事故が10件発生しており、その要因は、これまでも課題となっていた安全確認の不備が挙げられる。また、同一人物による複数回の車両損傷をなくすよう指導教育を進めたが、4名の乗務員が同様の不注意により複数回接触事故を発生させてしまった。

2 路上故障防止の為の日常点検の徹底と3か月点検の徹底と管理の徹底（達成・課題あり）

日常点検については、事故防止訓練の際、整備士資格を有する職員による講習・実技訓練を実施したほか、3か月点検については、業務部、監査部が実施状況・進捗状況の点検確認を2重チェックし車両管理の万全を図ることができた。

しかし、令和7年中、オイル漏れによる代替え輸送が1件発生してしまい、第3条関係報告を行う結果となってしまった。本件については、運行途中（休憩停車時）、パワステオイル配管（腐食）からのオイル漏れが発見され、大事を取り運行途中の休憩場所で車両を入れ替え、代替え輸送を実施したもので、以後、日常点検項目以外の箇所についても点検を徹底するよう指導を強化したものである。

3 年間300件以上のヒヤリハット情報（達成）

令和7年中、381件のヒヤリハット情報の報告があった。

これらの情報については、分析を行い乗務員に対する事故防止研修会等、機会あるごとに活用し指導教養を実施した。

なお、車両の無傷記録の目標達成には至らなかったが、これらの指導教養により、昨年度中の物損件数は、前年対比で6件減少させることができた。

4 健康管理体制の構築（達成）

乗務員及び従業員への定期健康診断の実施及び深夜勤務乗務員への6ヶ月検診を完全実施（一部、令和8年3月までに実施）するとともに、初任、適齢診断等の検診についても対象者全員実施（一部、令和8年3月までに実施）した。また、異常値が認められる乗務員については、受診後の面談指導を全員実施した。また、健康診断の結果については、産業医に検診データを提示し、異常値が出た乗務員の就労の可否について具申するなど、ダブルチェックを実施し健康管理の万全を図ることができた。

5 適切かつ正確な運行指示書を作成し、状況に応じた的確な運行指示（達成）

監査部が点呼記録簿、引受書、運行指示書、日報の4点書類の突合、精査を運行前、運行後に実施（ダブルチェック）し、問題点の洗い出し、訂正指示を行い適切な運行管理の徹底を図った。

6 法令遵守事項について厳格に監査を行い各部門に遵守させる（達成）

監査部、業務部共同で法改正及びこれまで巡回指導等で得られた情報を的確にフィードバックし、法令遵守の徹底を図った。

7 徹底した実技講習を通じて、乗務員の安全運転技術の向上を図る（達成）

前年度、バックによる接触事故が多発したことから、令和7年8月の事故防止想定訓練において、現場設定（訓練コースを用いた）による、バックの接触事故防止訓練を実施したほか、初任運転者の実技訓練においても、規定以上の実技の時間をとり安全確認の確実な実施に重点を置いた実技訓練を行った。

令和8年1月 安全統括管理者・安全対策委員会